

### 高知県の国立公園における行為規制の概要

	地種区分	行為の種類
許可を要する行為	特別保護地区	①工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
		②木竹を伐採すること。
		③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
		④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
		⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
		⑥広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
		⑦水面を埋め立て、又は干拓すること。
		⑧土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
		⑨屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
		⑩湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
		⑪木竹を損傷すること。
		⑫木竹を植栽すること。
		⑬家畜を放牧すること。
		⑭屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
		⑮火入れ又はたき火をすること。
		⑯木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
		⑰動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
		⑱道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		⑲木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
		⑳動物を放つこと(家畜の放牧を除く)。
特別地域	①上記①から⑩に掲げる行為	
	②屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。	
	③高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。	
	④山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。	
	⑤道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。	
	⑥前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。	

	地種区分	行為の種類
届出を要する行為	特別保護地区(事後)	①特別保護地区の指定(若しくは拡張)時における既着手行為
		②非常災害のために必要な応急措置を行った場合
	特別地域 (事後)	①特別地域の指定(若しくは拡張)時における既着手行為
		②非常災害のために必要な応急措置を行った場合
	普通地域 (事前)	①木竹の植栽又は家畜の放牧
		①その規模が環境省令で定める基準(※別表参照)を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
		②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
		③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
		④水面を埋め立て、又は干拓すること。
		⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)
⑥土地の形状を変更すること。		